私立幼稚園に在籍する児童の保護者の皆さま

私立幼稚園の利用料等の無償化について

◆無償化の対象期間について

私立幼稚園の利用料等の無償化の対象期間は、**施設等利用給付認定を受け、私立幼稚園に在籍している期間（最長で３歳になった日から小学校就学前まで）**となります。

◆無償化の上限額等について

私立幼稚園の利用料（保育料）と入園金が**月額２５，７００円**を上限として無償となります。

※　利用料（保育料）が月額２５，７００円以下の場合は、その支払いが不要となります。また、利用料（保育料）が月額２５，７００円を超える場合は、その差額を在籍する幼稚園にお支払いください。

※　入園金については、入園金を支払った年度の在籍月数で分割し、利用料（保育料）との合算により、月額２５，７００円の範囲内で無償化の対象とします。

◆無償化の対象とならない費用について

日用品費、行事費、食材料費、通園送迎費など実費徴収に係る費用については、無償化の対象外となります。

◆私立幼稚園の利用料等の無償化についてご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】
大東市　福祉・子ども部
子ども室　保育幼稚園グループ
TEL　０７２－８７０－０４７４